

遺言状

一財産一切ハ妻静子ノ

所有タルコト

一遺骨ハ妻静子之ヲ

マツルコト

一職務上ノ後始末ハ必ズ

成遂ゲ置クコト

以上

竹之内喜八郎



高等学校教諭二級普通免許状

本籍地 和歌山縣

竹之内喜八郎

明治四十年十月二十九日生

右の者は教育職員免許法施行法第一條の定めるところにより左記の教科について高等学校教諭二級普通免許状を有するものとみなす

記

音楽 (音楽)

昭和廿四年九月一日

昭四高二 普第〇五五号

和歌山縣教育委員会

和世公第 三八 号

死亡告知書

本籍和歌山県

和歌山市小松原通り三丁目二

所屬部隊

才百四十四警備大隊

陸軍 伍長

竹之内 喜八郎

昭和貳拾年

八月拾五

日

時刻不詳 朝鮮咸鏡北道清津府

北方双燕山陣地

において戦死(認定)

されまたら御知らせ致します

なお市町村長に對する死亡届は戸籍法第九十九条により當て処理いたす

昭和參拾年參月參拾壹日

和歌山県知事 小野真次



留守担当者妻

竹之内 静子

殿

陸軍伍長竹之内喜八郎命

右本殿相殿ニ奉齋中ノ處昭和三十四年
四月六日正床ニ靈璽鎮齋相成合祀ノ儀
相濟候條此段及御通知候也

昭和三十四年四月

靖國神社宮司

筑波藤磨

遺族御中